

流山市 平成24年度 『財政部長の仕事と目標』

財 政 部

| | | | | | | | |
|--|--------------|-------|------|------|-------|------|-------------|
|  <p>財政部長 カモ ミツル 加茂 満 04-7158-1111 (内線490)</p> | 組織構成（4月1日時点） | 所属長名 | 正規職員 | 嘱託職員 | 再任用職員 | 臨時職員 | その他 |
| | 財政調整課 | 安井 彰 | 9 | | | | |
| | 税制課 | 豊田 和彦 | 21 | | | 5 | |
| | 市民税課 | 岩橋 正美 | 14 | 1 | | 3 | |
| | 資産税課 | 小島 敏明 | 17 | | | 1 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 職員構成人数 | | 61 | 1 | 0 | 9 | 0 |
| 部の職員人数（部長含む） | | | 72 | | | | 名（職員構成人数+1） |

A 部局内における各課の主な仕事内容（各課長記入⇒部局長確認）

| |
|---|
| <p>【財政調整課】 ・後期基本計画に則った事業が図れるよう、市税を始め地方交付税や交付金等の歳入確保に努めると共に、歳出においては経常経費の削減のほか、実施計画や行政評価に基づき計上される事業の適正査定を行いながら、税金等が適切に配分されるように財源調整を図り予算案を作成します。 ・予算の執行が適切に行われているかを確認し、後年度に財政の硬直化を招かぬよう、貯金(基金)と借金(市債)の適正な管理を行っています。 ・財政健全化法に基づく財政指標や決算統計指標などを用いて財政状況を検証し、市民の皆様にはわかりやすくお知らせします。 ・市長の諮問機関である補助金等審議会において、補助金交付事業に関して交付団体等の運営内容や長期的な財政見通しについて、補助金の適正化へ向けて審議していただくため、事務局として関係資料の作成などを行っています。</p> |
| <p>【税制課】 ・市税の収納管理や未収債権の滞納処分に関する事務を行っています。また、市税の過誤納に係る還付や証明の発行を行っています。</p> |
| <p>【市民税課】 ・個人の市民税・県民税、軽自動車税の賦課に関することや法人等の法人市民税、市たばこ税の申告受付に関する事務を行っています。また、原動機付自転車の登録・廃車の受付を行っています。</p> |
| <p>【資産税課】 ・固定資産税及び都市計画税を賦課するに当たり、土地・家屋等の課税客体の把握や評価に関する事務を行っています。また、土地や家屋に係る諸証明の発行を行っています。</p> |

B 年度当初における課題とその解決策（部局長記入）

| |
|---|
| <p>【施策6-2 税負担の公平性の確保／税制課・市民税課・資産税課】 ・税担当職員は、市民の皆様に対し、より一層の公平・公正かつ適正な事務執行による賦課徴収が求められています。その業務を遂行するに当たり、職員のスキルアップを図る必要があるため、専門的な研修への参加や先進地視察を積極的に取り入れ、また、参加職員が習得した知識や経験を課全体で共有できるよう、定期的な課内研修やミーティングを実施します。</p> |
| <p>【施策6-2 財源の確保について／財政調整課・税制課・市民税課・資産税課】 ・事業の実施には、既存制度の国、県補助金の確保と共に、新たな制度を調査しながら補助金や交付金等の確保に努めます。 ・未申告や未評価の防止を図るため、申告相談や実態調査を適宜実施し、課税客体を的確に捉え、公平、適正な課税に努めます。 ・滞納者への臨戸訪問や電話催告など滞納整理を早期に実施し、滞納額の増大を防止し、税負担の公平性の確保に努めます。また、滞納処分に当たっては、的確な財産調査を実施し、確実に換価できる預金、給与、不動産、動産(自動車)を中心に財産の差押えを実施していきます。 ・滞納者の生活実態に合った適切な滞納整理を実施するため、閉庁日も納付相談を実施し、直接面接しながら行っていきます。</p> |
| <p>【施策6-2 財務諸表の作成／財政調整課】 ・現在、財務4表については出納閉鎖後からの作成となるため公表までに長期間を要しているが、早期の公表が求められていることから、適時に財務4表が作成可能となるよう、国の制度改革の時期に合わせて財務会計システムの見直しを図ります。また、財務4表は普通会計、単体会計、地方公社、一部事務組合等の連結会計で公表することから、複式簿記による財務書類の作成が行われていない一部の事務組合に提出をお願いしています。</p> |

C1 部が関係する施策ごとの取り組み (各課長記入)

| 施 策 名 6-2 健全で効率的な財政運営 | | |
|---|-------|--------------------|
| 取 り 組 み | 担当課 | 実 施 時 期 |
| 1【後期基本計画における中期実施計画】 ・後期基本計画における中期(平成25年から平成27年)の実施計画について、上期3カ年の評価を基に、より具体的な財政フレーム等について企画政策課と連携しながら策定します。 | 財政調整課 | 平成25年度予算編成作業前 |
| 2【補助金等審議会事業】 ・補助金等審議会において、新規や増額する補助金について、補助事業の必要性等を審査していただき、補助金交付のより一層の適正化を図ります。 | 財政調整課 | 平成25年度予算編成時期 |
| 3【財政4指標及び決算統計指標の適正化】 ・財政構造の硬直化を招かぬよう、予算編成等を通じ新たな財源確保に向けた制度調査を行うとともに物件費や公債費、人件費の削減に努めます。 | 財政調整課 | 平成25年度予算編成時期 |
| 4【税込納事業】 ・現年度課税分の未納者に対する臨戸訪問と夜間電話催告を早期に実施します。 ・納税相談の機会を増やす休日の相談窓口を開設します。 ・悪質滞納者への滞納処分強化に努めます。 ・経験年数にあった専門研修に参加し、知識の習得に努め、定期開催の課内研修で知識の共有化に努めます。 | 税制課 | 平成24年4月から平成25年3月まで |
| 5【債権回収対策事業】 ・市税以外の各種債権の管理や滞納処分を強化するため、その所管課に助言や指導をし、また連携を図り、各種債権の解消に努めます。 ・滞納者の生活実態や経済的環境を把握するため、休日に面談の機会を設け、相談に応じた適切な収納に努めます。 | 税制課 | 平成24年4月から平成25年3月まで |
| 6【市民税等賦課事業】 ・納税者の税に対する意識の高まりから一層の説明責任が求められるため税務知識の習得に努め円滑な事務執行はもとより、公平・公正な課税を行うよう申告相談や実態調査を適宜行い、課税客体的確な把握に努めます。 | 市民税課 | 平成24年4月から平成25年3月まで |
| 7【固定資産(土地・家屋)評価基礎調査事業】 ・賦課期日1月1日現在の固定資産の状況を把握するため、土地では分合筆、画地計測、地目判読等の、家屋では新増築、滅失の異動判読等の基礎資料を集積します。 | 資産税課 | 平成24年4月から平成25年3月まで |

中間報告(取り組み項目別)

| 実 施 状 況 | 特 記 事 項 (課題と解決方法・留意事項など) |
|---|--|
| 1【後期基本計画における中期実施計画】 ・後期基本計画における中期(平成25年から平成27年)の実施計画について、上期3カ年の評価を基に、今後の標準財政規模を試算し、より現実的な歳入財源を見込みながら、具体的な財政フレーム等について企画政策課と連携しながら策定しました。 | ・今後は、大きな事業が計画されており、あらゆる特定財源の確保が必要な状況になることから、可能な範囲で基金の取り崩しや、地方債の借入限度額などの財政規律の方針を見直す必要があります。 |
| 2【補助金等審議会事業】 ・平成25年度予算要望される補助金のうち、新規や増額する補助金についての補助金等審議会会議は、11月から12月の予定です。 | ・新年度の予算査定ヒアリング時で、担当課からの予算要求が適切かどうか内容を確認します。 |
| 3【財政4指標及び決算統計指標の適正化】 ・平成23年度決算については、震災復興事業や放射能対策事業など、特別な事業を実施したものの、財政健全化4指標の数値は、いずれも早期健全化基準以内です。 ・「実質公債比率」は、地方債発行の抑制と普通交付税の増額により、前年度比0.9ポイント改善し、6.4%になりました。 ・「将来負担比率」は、交付税算入公債費の増額、地方債未償還残高が減少したことなどにより、前年度比5.5ポイント改善し、33.1%になりました。 ・「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」については、一般会計及び連結される特別会計のいずれもが黒字決算でしたので、赤字比率は算出されませんでした。 ・「経常収支比率」は、生活保護費など扶助費などが増加したことにより、前年度比0.7ポイント上昇し、85.4%になりました。 | ・財政4指標は、引き続き健全財政が堅持されつつも、「経常収支比率」については、社会保障施策による扶助費の増加が影響し、比率の押し傾向が懸念されます。平成27年度までは、国における中期財政フレームにおいて、地方交付税は確保される見込みですが、歳出は継続して経常経費の削減に努める必要があります。 |
| 4【税込納事業】 ・5月(出納整理期間)に、現年度分を対象に臨戸訪問を8日間、夜間電話催告3日間を、また、5月20日には休日納税相談を実施しました。 ・9月に、滞納繰越分を対象に催告書の発送(9月14日)に合わせ、9月30日に休日納税相談を実施しました。 ・預金や給与等の債権を中心に252件差押しました。 ・今年度から、臨時職員による電話での納税の呼びかけを実施しました。 ・自治大学1名、市町村アカデミー1名、自治専門学校3名が専門研修に参加しました。 ・課内ミーティングを月1回実施し、月間事務事業の内容や方法等の意思統一を図りました。 | ・現年度課税分の年度内納付と滞納繰越額の縮減を図るため、11月下旬から計画的な滞納整理を実施します。 ・差押や換価等滞納処分を継続して実施し、徴収率の向上に努めます。 ・本市を含めた近隣地域の徴収や収納に係る共通問題を解決するため、それら協議会や研修会に参加します。 |
| 5【債権回収対策事業】 ・各債権所管課との連携を緊密に図りながら、高額や悪質など徴収困難事案の対策室への移管を広範に進め、多彩な手法で滞納繰越額の削減に努力しました。 ・法令に基づく各種調査を駆使して、差押可能な財産の発見に力を入れています。なお、差押にあたっては、換価が容易なものを優先的に選定し、その実効性を高めました。 ・併せて、滞納者への来庁要請を行い、個別面談を通して生活実態や収支状況の把握に努めています。 ・休日や夜間などの閉庁時にも納付相談の機会を設けるなど工夫しながら、その実情に即した滞納整理を進めています。 | ・現在、移管滞納者の名寄せ作業などデータ集約は紙媒体の手作業で進めています。さらなる移管債権の増加に対処するためには、各債権をトータル的に管理する電算システムの改修、統合が必須です。費用対効果の観点から現状では難しく、将来的課題です。 |

| | |
|---|--|
| <p>6【市民税等賦課事業】 ・税務知識の習得のため、自治研修センターで行われた市町村民税税務研修会へ2名参加しました。 ・公平な課税を行うよう、個人市民税の未申告者に対し未申告通知を行いました。また、法人市民税の未申告者に対しては、現地調査を行いました。</p> | <p>・例年多くの税制改正が実施される中、その説明責任を果たすために、積極的に研修に参加し個々の資質の向上に努めます。 ・未申告通知に反応を示さない未申告者に対し、電話催告等を実施し未申告の解消に努めます。</p> |
| <p>7【固定資産(土地・家屋)評価基礎調査事業】 ・登記所からの権利等異動通知に基づき、納税義務者や課税台帳の異動を行いました。 ・土地では分合筆や画地計測、地目変更等で6,734件変更しました。 ・家屋では新築家屋等466件変更しました。</p> | <p>・今後、分合筆や家屋評価を更に行うとともに、航空写真により課税客体の適正把握に努めます。</p> |

最終報告(取り組み項目別)

| <p style="text-align: center;">実施状況</p> | <p style="text-align: center;">特記事項 (課題と解決方法・留意事項など)</p> |
|--|--|
| <p>1【後期基本計画における中期実施計画】 ・総合政策部企画政策課と連携し、おもに歳入では地方交付税や都市計画税、繰越金、分担金負担金について、歳出については、物件費等の経常経費、他会計への繰出金などについて見直ししました。 ・地方債の残高見込みに対する、地方債借入額等の調整を行いました。</p> | <p>・今回は、国の緊急経済対策により、平成24年度に前倒して実施する事業が多かったため、中期実施計画の素案は、予算編成の時点で一部見直しが必要となりました。このため、中期実施計画の見直しを図る時期や、期間について検討が必要と考えます。</p> |
| <p>2【補助金等審議会事業】 新年度予算に新規及び増額要望した補助金等審査 ・平成24年10月30日付けで「平成25年度予算における補助金等について」を諮問しました。 ・平成24年11月6日及び11月13日に、諮問した補助金等を所管する事業担当課のヒアリングを実施。 ・平成24年12月18日まで7回の審議会を開催しました。 ・平成24年12月25日付けで、市長に答申をしました。 (妥当A評価15件、概ね妥当B評価6件、要検討C評価2件 計23件)</p> | <p>・答申の結果を踏まえて、新年度予算への計上等が検討されました。その結果、要検討のC評価であった2件については、事業内容を精査する必要から、休止や取りやめとなり予算要求を取り下げました。</p> |
| <p>3【財政4指標及び決算統計指標の適正化】 ・平成23年度決算における財政健全化4指標の数値は、いずれも早期健全化基準以内です。 ・「実質公債費比率」は、借入額の抑制により、前年度比0.9ポイント改善し6.4%でした。 ・「将来負担比率」は、交付税算入地方債残高の増加により前年度比5.5ポイント改善し33.1%でした。 ・「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」については、一般会計及び連結される特別会計のいずれもが黒字決算でしたので、赤字比率は算出されませんでした。 ・「経常収支比率」は、扶助費などが増加したことにより、前年度比0.7ポイント悪化し、85.4%となりました。</p> | <p>・臨時財政対策債の借入額が増加傾向にあります。 元金返済が始まると、公債費が増加することから経常収支比率のマイナス要因となる事が懸念されます。</p> |
| <p>4【税収納事業】 ・現年度分未納者を対象に、5月に8日間、12月に10日間の集中臨戸訪問を実施しました。また、5月に3日間の夜間電話催告を実施しました。 ・今年度から実施した臨時職員による「電話での納税呼びかけ」(2,227件)により、369名の方が応えていただきました。 ・滞納繰越者を対象に、3月に差押警告書を発送し、強く納付を促します。 ・文書催告や臨戸訪問の期に相談の機会を増やすため、5月20日、9月30日及び12月9日の3日間休日納税相談を実施しました。 ・催告しても相談もなく納付に応じない者に対して、預金や給与等の債権を中心に533件差押処分を執行しました。そのうち2月に差押不動産1件を公売し、滞納額の縮減に努めました。 ・自治大学、市町村アカデミー、自治専門学校に就学するほか、民間団体主催の専門研修に8名参加し、スキルアップに努めました。 ・係ごとにミーティングを月1回実施し、事務執行計画の確認や情報の共有化に努めました。</p> | <p>・新たな滞納繰越者を出さないためにも、現年度分の年度内納付を推進するため、出納整理期間中も計画的な滞納整理を実施します。 ・滞納者の理解と協力に基づく滞納整理を進める上で、納税相談の充実が必要であることを考慮し、休日納税相談窓口の開設に努めていきます。 ・差押をするに当たっては、債権を中心とした滞納処分を執行し、効率よく滞納額の縮減に努めます。</p> |
| <p>5【債権回収対策事業】 ・今年度は、217債権119名を対象に移管予告通知の発送など各債権所管課とともに一元化に向けた作業を進め、最終的に102債権56名債権額77,459,208円の移管を受けました。 ・これらの債権については、各種財産調査後に来庁要請を行い、面談による納付納入相談を経て分納誓約を交わした者、不誠実な対応のためやむなく差押等の滞納処分を執行した者など、移管者56名の91%にあたる51名の処理が整い、25年1月末現在の徴収額は25,912,616円となっています。今年度末の最終徴収額は3,000万円超(対前年度比1.78倍)、徴収率14%超を見込んでいます。 ・移管対象でありながら移管とならなかった115債権63名については、各債権所管課で分納誓約の手続きが行われ収納を進めています。</p> | <p>・差押にあたっては、滞納額に見合う財産で換価の容易なものを優先的に選定し、その実効性を高める必要があります。 ・財産調査等で滞納者の職業、収入、資産等の情報を十分把握することによって、滞納者の不誠実な言い逃れを許さない態勢の構築を目指します。 ・滞納者への財産調査、実態調査、面談による状況の把握等に努めたいうで、公金債権に係る徴収金負担能力のない者は速やかに執行停止を検討します。</p> |
| <p>6【市民税等賦課事業】 ・税務知識の習得のため、自治研修センターで行われた税務研修及び市町村民税税務研修会に3名、NOMA行政管理講座に1名、千葉県都市税務市民税部会研修に2名、市長村アカデミー研修に1名、その他東葛飾税務研究会各種研修に8名参加しました。 ・公平な課税を行うよう、個人市民税の未申告者に対し7月に未申告通知を送付し、9月には申告調査、扶養否認処理を行い、12月には前年度営業所得者に再度未申告通知を行いました。また、法人市民税の未申告者に対しては、現地調査を行いました。</p> | <p>・税制改正や確定申告等の説明責任を果たすため、多くの職員が積極的に研修に参加し、個々の資質の向上に努めます。 ・未申告通知に反応を示さない者に対し、勤務等への電話催告や前年度所得100万円以上の所得者に絞った催告等、工夫を凝らし実施することにより未申告の解消に努めます。</p> |
| <p>7【固定資産(土地・家屋)評価基礎調査事業】 ・登記所からの権利等異動通知や現地調査により、課税台帳に登録されている所有者や地目、地積、構造、床面積等の事項を異動しました。 ・土地では、分合筆や画地計測、地目変更等で15,699件変更しました。 ・家屋では、新築家屋や増築家屋で937棟評価しました。</p> | <p>・公平・適正な課税を行なうため、こまめに現地調査を実施するとともに、航空写真の活用により、課税客体の適正な把握に努めます。</p> |

D1 施策の進捗と方向性

| 指標の動向 (各課長記入) | | | | | | | | |
|---|----------|------|-----|--------|--------|--------|--------|--|
| 指標名(後期基本計画) | 単位 | 取得方法 | 年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成31年度 | |
| 公債費負担比率 | % | 業務取得 | 目標値 | 15%未満 | 15%未満 | 15%未満 | 15%未満 | |
| | | | 実績値 | 12.3 | 12.1 | | | |
| I 【算出式】「公債費充当一般財源(一時借入金利子、転貸債及び繰上償還額を含む)」÷「一般財源総額」×100 | | | | | | | | |
| 目標値の達成状況 | 左記の理由・背景 | | | | | | | |
| 達成できた | | | | | | | | |
| 指標名(後期基本計画) | 単位 | 取得方法 | 年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成31年度 | |
| 経常収支比率 | % | 業務取得 | 目標値 | 90%未満 | 90%未満 | 90%未満 | 90%未満 | |
| | | | 実績値 | 84.7 | 85.4 | | | |
| II 【算出式】「経常経費に充当される一般財源」÷「経常一般財源の額」×100 | | | | | | | | |
| 目標値の達成状況 | 左記の理由・背景 | | | | | | | |
| 達成できた | | | | | | | | |
| 指標名 | 単位 | 取得方法 | 年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 望むべき動向 | |
| | | | 実績値 | | | | | |
| | | | 実績値 | | | | | |
| | | | 実績値 | | | | | |
| 指標では表すことができない定性的な成果 (各課長記入) | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 他自治体(近隣他市、沿線他市)と比較して優れている点・劣っている点 (各課長記入) | | | | | | | | |
| <p>・経常収支比率については、平成23年度決算において、東葛6市では、すべて90%を超えている中、85.4%の水準を維持した事は、地方債の発行の抑制や、人件費の削減など、これまでの行政改革の効果が表れたものと考えている。しかし、扶助費が増加傾向のため指数への影響が危惧される。</p> | | | | | | | | |
| 今後の方向性(翌年度以降の取り組み・課題など) (部局長記入) | | | | | | | | |
| <p>・公債費負担比率については、年々減少傾向にあり良好な状態であるが、大きな事業があると増嵩するため、財源の配分にも留意しながら12%台を維持していきたい。</p> <p>・経常経費についても削減を図りながら極力80%台を堅持していく。</p> | | | | | | | | |

| E 適正な負担と徴収 | | I 財政健全性と効率を追求する経営 |
|------------|------|--|
| | | 1 自主財源の確保の強化 |
| 1 | 項目 | 減免の適正化 |
| | 取り組み | 東日本大震災による被災者支援策で行っている各種手数料の減免については、今年度においても行うこととします。(平成25年3月31日まで延期) 財政調整課 |
| | 中間報告 | ・減免対象証明書交付枚数(9月末現在) 市民課 39件、税制課 3件 |
| | 最終報告 | ・減免対象証明書交付枚数(1月末現在) 市民課 61件、税制課 4件 |
| 2 | 項目 | 減免の適正化 |
| | 取り組み | 市民税の減免については、地方税法及び市税条例に基づき対応しています。減免に該当するか否かについては、相談の中で担税力があるかどうか、個々の状況を判断し、1件1件慎重に精査する必要があることから、法令に則り慎重に対応していきます。 市民税課 |
| | 中間報告 | ・減免件数は、個人市民税2件、軽自動車税245件です。 |
| | 最終報告 | ・減免件数は、個人市民税3件、軽自動車税245件、生活保護受給による非課税566件です。 |
| 3 | 項目 | 減免の適正化 |
| | 取り組み | 減免とは、課税した税を徴収猶予、納期限の延長等によっても到底納税が困難であると認められるような担税力のない方等に対する救済措置であり、地方税法及び市税条例等に基づき対応しています。したがって、減免の運用につきましては、個々の納税者の方の担税力に着目して、真にその能力があるかどうか慎重に判断し、資産税の適正な負担に努めます。 資産税課 |
| | 中間報告 | 減免を実施するに当たり、条例及びその委任を受けた減免取扱要領に基づき対応しました。 ・生活保護受給者 15件 724,900円 ・火災 5件 326,700円 ・NPO活動法人 9件 2,117,600円 ・自転車駐車場他 4件 1,991,400円 |
| | 最終報告 | 条例及びその委任を受けた減免取扱要領に基づき減免しました。 ・生活保護受給者 16件 737,900円 ・火災 6件 346,700円 ・NPO活動法人 9件 2,117,600円 ・自転車駐車場他 4件 1,991,400円 |
| 4 | 項目 | 滞納徴収対策の推進 |
| | 取り組み | 滞納整理では、滞納に至るまでの経緯や家計等経済状況を把握することが重要であるため、滞納者の多くの方と面談できるよう、閉庁日の納付相談等機会の拡充に努めます。 また、各種動産の差押えを実行し、適正な負担徴収に努めます。 税制課 |
| | 中間報告 | ・前年度の出納整理期間である5月20日に、滞納繰越分に係る催告書送付に合わせ9月30日に休日納税相談を実施した。 ・預金や給与等換価しやすい債権252件差押えた。 |
| | 最終報告 | ・5月20日、9月30日及び12月9日に休日納税相談窓口を開設し、40名の方と納税相談を実施することが出来た。 ・預金、給与及び不動産等712件を差押えました。また、差押不動産1件を2月12日に公売し、滞納市税に充当しました。 |

| | | | |
|---|------|--|-----|
| | 項目 | 納付機会の充実 | |
| 5 | 取り組み | 一番安全で便利な口座振替を推進するため、広報誌やホームページでのPRをはじめ、市内金融機関の協力によるパンフレットの配布、新たな課税が発生する新築家屋所有者を対象とした口座振替案内書のポスティングなど啓発に努めます。 | 税制課 |
| | 中間報告 | ・市広報誌やホームページでのPR、市内金融機関へパンフレットの配布に努めました。 ・新たな家屋所有者への口座振替制度PR活動の準備を進めています。 | |
| | 最終報告 | ・口座振替の推進のため、広報誌や市ホームページによるPRや市内金融機関34店舗にパンフレットを配布しました。 ・新築のマンションや戸建て住宅を新たに取得した334名の方の家屋評価の際に、納付に便利な口座振替制度を案内しました。 | |

| | | | |
|------------------|------|-----------------------------------|-------|
| F 税外収入の拡充 | | I 財政健全性と効率を追求する経営 1 自主財源の確保の強化 | |
| | 項目 | 財政白書の販売 | |
| 1 | 取り組み | 財政白書については、今年度から有料販売をします。 | 財政調整課 |
| | 中間報告 | ・販売部数 2冊です。(9月末現在) | |
| | 最終報告 | ・販売部数 2冊です。 | |

| | | | |
|------------------|------|-----------------------------------|--|
| G 課税対象の獲得 | | I 財政健全性と効率を追求する経営 1 自主財源の確保の強化 | |
| | 項目 | | |
| 1 | 取り組み | | |
| | 中間報告 | | |
| | 最終報告 | | |

| | | | |
|----------------------|------|---|------|
| H スリムな組織体制の推進 | | I 財政健全性と効率を追求する経営 2 効率的行政組織の構築 | |
| | 項目 | 臨時職員の適正配置 | |
| 1 | 取り組み | 市民税の当初課税事務は、限られた期間内に膨大な課税資料を処理することから、1月から5月までの間臨時職員を配置し、効率的で、適正な事務処理に努めていますが、後期基本計画に位置付けられている課税資料電子化事業にも積極的に取り組み、組織のスリム化を図っていきます。 | 市民税課 |
| | 中間報告 | ・平成25年度の予算化を目指します。 | |
| | 最終報告 | ・平成25年度より課税資料電子化事業を開始します。 | |

| | | | |
|---------------------------|------|---|-------|
| I 地方債及び債務負担行為残高の抑制 | | I 財政健全性と効率を追求する経営 3 健全な財政運営の維持 | |
| | 項目 | 地方債の厳選 | |
| 1 | 取り組み | 地方債の発行にあたっては、これまでどおり、可能な限り借入年度の償還元金以内に抑えるとともに、後年度交付税に算入される地方債を中心に発行します。 | 財政調整課 |
| | 中間報告 | ・平成24年度の地方債発行の1次同意に向けて千葉県に申請を行いました。 | |
| | 最終報告 | ・平成24年度の最終的な地方債発行については、ここで国の平成24年度補正予算第1号「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に伴い、地方債の追加補正等の手続きを行い、借入れ予定額は、51億5,660万円になる見込みで、未残高は、393億8,352万円を見込みます。 | |

| J 財政硬直化の抑制 | | I 財政健全性と効率を追求する経営 3 健全な財政運営の維持 |
|------------|------|---|
| 1 | 項目 | 時間外勤務の制御 |
| | 取り組み | 通年業務にあつたては、作成資料の活用状況等をチェックし、無駄な作業や事務の誤りを軽減します。また係内の応援態勢の強化により、時間外勤務手当の削減を図ります。 |
| | 中間報告 | ・今年度4月1日付けの人事異動に伴い、9名中4名が新たな職員となっており、財務経験が不足であったことが大きく影響し、7月までの実績(時間)で、対前年度比で20.4%の増となりました。 ・下期においては、臨時職員の配置を行い時間外勤務の抑制を図るように努めます。 |
| | 最終報告 | ・臨時職員の配置等行ったものの、国における緊急経済対策事業に関する事務等が増加したことで時間外の抑制は困難となりました。 |
| 2 | 項目 | 時間外勤務の削減 |
| | 取り組み | 市民税の当初課税事務は、1月から5月までの期間が確定申告、市民税申告の受付及び市県民税の当初課税に係る事務処理が錯綜することから、時間外勤務で対応している状況です。このことから、臨時職員の有効活用や課税事務手法を点検し、改善点を見出していき、時間外勤務の削減に努めます。 |
| | 中間報告 | ・予算では3,456時間を計上しましたが、昨年度実績から見直しを図り、2,073時間の減を図ります。 |
| | 最終報告 | ・時間外勤務の削減に努めた結果、2月末現在で2,736時間の削減を図ることができました。 |

| K 公会計制度の活用 | | I 財政健全性と効率を追求する経営 3 健全な財政運営の維持 |
|------------|------|--|
| 1 | 項目 | 財務諸表の予算編成等への活用 |
| | 取り組み | 公会計制度が見直しされていく中、財務会計複式簿記システムの本格導入について検討します。国における制度改正に合わせ、市の行政スタイルに合致するシステムの導入時期について調査、研究を進めます。導入後には、科目別や事業別など様々な視点で経費分析ができる財務4表を作成し、適正な予算編成を目指します。 |
| | 中間報告 | ・新公会計制度改革の進捗は、国の方針待ちの状態になっています。引き続き国の動向を注視していきます。 |
| | 最終報告 | ・今年度、総務省において、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が8回開催(1月31日現在)されておりますが、現時点で結論は出ていません。引き続き国の動向を注視していきます。 |

| L 財産の有効活用 | | I 財政健全性と効率を追求する経営 4 市有財産の維持と活用の適正化 |
|-----------|------|---------------------------------------|
| 1 | 項目 | |
| | 取り組み | |
| | 中間報告 | |
| | 最終報告 | |

非該当項目

| M 公共施設の維持管理 | | I 財政健全性と効率を追求する経営 4 市有財産の維持と活用の適正化 |
|-------------|------|--|
| 1 | 項目 | 公共施設保全計画を踏まえた予算編成事務 |
| | 取り組み | 長期修繕計画を基に、庁内的な検討を行い策定された、保全計画を尊重した予算編成を行います。 |
| | 中間報告 | ・流山市総合計画後期計画の中期実施計画の策定にあたり、箱もの施設において、公共施設保全計画における事前評価を実施しており、平成25年度予算編成から整合が図れる予定です。 |
| | 最終報告 | ・公共施設保全計画における事前評価の結果を反映し、施設修繕等に係る経費について必要最小限の予算を計上しました。 |

| | | |
|---------------------|------|--|
| N 予算編成権の一部移譲 | | I 財政健全性と効率を追求する経営 5 庁内分権の推進 |
| 1 | 項目 | 部長による部内査定の実施 |
| | 取り組み | 経常経費、政策経費の予算要求にあつては、部長査定を行い、財政調整課から示達される枠内に収まるよう調整します。 |
| | 中間報告 | ・平成25年度予算編成の示達を10月5日に行いました。 ・平成25年度予算においては、中期実施計画の初年度であることから、計画に位置付けた事業以外の要求はしないこと。また、各部課長のマネジメントにより、枠配当額に納める様に通知しています。 |
| | 最終報告 | ・平成25年度予算においては、各部課長のマネジメントにより、枠配当額に納める様に通知し、財政部長査定において、中期実施計画の見直しに沿った計画に基づいた査定を実施しました。 |

| | | |
|-----------------------|------|--------------------------------|
| O 下位職への決裁権限の移譲 | | I 財政健全性と効率を追求する経営 5 庁内分権の推進 |
| 1 | 項目 | 非該当項目 |
| | 取り組み | |
| | 中間報告 | |
| | 最終報告 | |

| | | |
|-------------------|------|---|
| P 人事権の一部移譲 | | I 財政健全性と効率を追求する経営 5 庁内分権の推進 |
| 1 | 項目 | 人事権の一部移譲 |
| | 取り組み | 税関連業務の繁忙期については、部内の応援体制により対応します。 |
| | 中間報告 | ・繁忙期を迎えるに当たり、具体的な方策を検討し応援体制を図ります。 |
| | 最終報告 | ・確定申告受付業務について、財政部内の各課に応援依頼を行い、体制を整えました。 |

| | | |
|-----------------------|------|------------------------------|
| Q 情報公開・情報発信の充実 | | II 市民参加・参画による行政経営 1 情報の共有 |
| 1 | 項目 | |
| | 取り組み | |
| | 中間報告 | |
| | 最終報告 | |

| | | |
|----------------------------|------|--|
| R 地域団体・NPO・個人への活動支援 | | II 市民参加・参画による行政経営 2 市民との協働によるまちづくりの推進 |
| 1 | 項目 | |
| | 取り組み | |
| | 中間報告 | |
| | 最終報告 | |

| | | |
|-----------------|------|--|
| S 民学官の連携 | | II 市民参加・参画による行政経営 2 市民との協働によるまちづくりの推進 |
| 1 | 項目 | |
| | 取り組み | |
| | 中間報告 | |
| | 最終報告 | |

| | | |
|------------------|------|---|
| T 職員の地域参加 | | II 市民参加・参画による行政経営 2 市民との協働によるまちづくりの推進 |
| 1 | 項目 | |
| | 取り組み | |
| | 中間報告 | |
| | 最終報告 | |

| | | |
|--------------------------------|------|---|
| U 各種附属機関(審議会等)の公募委員枠の拡大 | | II 市民参加・参画による行政経営 3 市民活力の有効活用 |
| 1 | 項目 | |
| | 取り組み | |
| | 中間報告 | |
| | 最終報告 | |

| | | |
|----------------------|------|---|
| V アウトソーシングの推進 | | II 市民参加・参画による行政経営 3 市民活力の有効活用 |
| 1 | 項目 | |
| | 取り組み | |
| | 中間報告 | |
| | 最終報告 | |

| | | |
|-----------------------------|------|---|
| W 部局長及び課長のマネジメント能力向上 | | III 職員のスキルアップと意識改革 1 職員のスキルアップ |
| | 項目 | マネジメント能力の形成 |
| 1 | 取り組み | 業務状況を適正に判断するたの能力を養うために、人材育成課によるマネジメント研修や外部研修に積極的に参加いたします。また、定期的 に部内会議や課内ミーティングを実施し、職員相互の課題や知識、情報の共有化が図れる体制を整え、自己マネジメント能力向上に努めます。 財政調整課 税制課 市民税課 資産税課 |
| | 中間報告 | ・課内職員には、各種研修や会議に積極的に参加させるなど、個々のスキルアップに努めています。また、得られた知識や情報を課内ミーティングで共有を図りました。引き続き、部内及び課内の業務情報等を共有し、マネジメントの向上に努めます。 |
| | 最終報告 | ・職員研修など積極的に参加させたことにより、着実に職員個々のスキルアップに繋がりました。研修等で得た情報や知識は課内ミーティングを通して共有しました。また、部内及び課内の業務情報も共有し、マネジメント能力の向上に努めました。 |

| X 活動する職員の育成 | | Ⅲ 職員のスキルアップと意識改革 1 職員のスキルアップ |
|-------------|--|--|
| 1 | 項目 | 専門的知識の習得 |
| | 取り組み | <p>OJTや職場外研修などのさまざまな機会をとらえ、専門知識の習得の機会を増やします。</p> <p style="text-align: right;">財政調整課</p> |
| | 中間報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・8/1～8/3千葉県自治研修センター(財政担当者研修) 1名 ・8/16～8/17及び8/30～8/31行政課題研修 2名 ・8/21～8/31市町村アカデミー(財政運営) 1名 ・8/20新公会計制度研修 1名 <p>述べ5名の職員について専門知識習得のため研修を受けました。</p> |
| 最終報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・8/1～8/3千葉県自治研修センター(財政担当者研修) 1名 ・8/16～8/17及び8/30～8/31行政課題研修 2名 ・8/21～8/31市町村アカデミー(財政運営) 1名 ・8/20新公会計制度研修 1名 ・8/29日本経営協会セミナー(複式簿記)1名 ・10/15地方公会計システム視察(習志野市)2名 ・10月からはOJTにて、知識の向上に努めました。 | |
| 2 | 項目 | 専門知識の習得 |
| | 取り組み | <p>納税者の税に対する関心は高まり、職員には高度な専門知識が要求されています。また、毎年のように税制改正が行われ、課税・徴収事務は複雑化しています。このため、職員の経験年数に応じた専門研修に参加し、知識や技能を習得し、その知識や技能を全庁的に広め、課税や各種徴収事務に反映するよう努めます。</p> <p style="text-align: right;">税制課 市民税課 資産税課</p> |
| | 中間報告 | <p>【税制課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6/11～13・9/11～13自治研修センター(滞納整理事務研修)2名 ・6/28～29自治研修センター(債権管理・回収研修)1名 ・7/24～8/3市町村アカデミー(税徴収事務研修)1名 ・8/21～10/3自治大学(徴収専門研修)1名 <p>【市民税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8/2～3東葛飾税務研究会市民税部会3名 ・9/3～5自治研修センター税務研修1名 ・9/24～26自治研修センター税務研修1名 <p>【資産税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5/18 資産評価システム研究センター地方研修会 2名 ・6/18～19、6/21～22、9/18～20 自治研修センター専門研修 3名 ・6/12～22、7/24～8/3 市町村アカデミー専門研修 2名 ・7/26 東葛飾税務研究会固定資産部会研修会 5名 |
| 最終報告 | <p>【税制課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6/11～13・9/11～13自治研修センター(滞納整理事務研修)2名 ・6/28～29自治研修センター(債権管理・回収研修)1名 ・7/24～8/3市町村アカデミー(税徴収事務研修)1名 ・8/21～10/3自治大学(徴収専門研修)1名 ・10/15～16自治研修センター(滞納整理マネジメント研修)1名 ・10/30～31能力開発センター(収税事務(換価)実務者研修)2名 <p>【市民税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8/2～3東葛飾税務研究会市民税部会3名 ・9/3～5自治研修センター税務研修1名 ・9/24～26自治研修センター税務研修1名 <p>【資産税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5/18 資産評価システム研究センター地方研修会 2名 ・6/18～19、6/21～22、9/18～20 自治研修センター専門研修 3名 ・6/12～22、7/24～8/3 市町村アカデミー専門研修 2名 ・7/26 東葛飾税務研究会固定資産部会研修会 5名 ・10/19 固定資産評価研究大会 2名 ・10/26 東葛飾税務研修会 3名 ・10/26 千葉県都市税務協議会資産税部会職員研修会 4名 ・11/16 東葛飾税務研究会固定資産部会研修会 2名 ・1/25 千葉県訟務担当者協議会 1名 | |